

お知らせ

(労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項にかかわる労使協定の修正について)

令和 6 年 5 月 15 日付け東京労働局長による是正指導に基づき、下記のとおり労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項にかかわる労使協定を修正したのでお知らせします。

なお、本件修正に伴う派遣労働者の待遇等の変更は別途対象者へお知らせします。

記

※別紙、労使協定の改定の通り

なお、労使協定の改定及び運用は、労使協定の締結日から適用する。

以上

【問い合わせ先】

株式会社イー・ステート・オンライン

派遣元責任者 落合 直樹

電話番号 03-3288-9703

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社イー・ステート・オンラインと従業員の過半数を代表する者は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第 1 条 本協定は、派遣先で以下の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

- (1) 受付、事務（25 一般事務員）
 - (2) ベビーシッター（191 幼稚園教員）
2. (1)については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用し、(2)については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある小分類を使用するものとする。
3. 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
4. 株式会社イー・ステート・オンラインは、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

(賃金の決定方法)

第 3 条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 の とおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和 5 年 8 月 2 9 日 職発 0 8 2 9 第 1 号改正令和 6 年 3 月 1 4 日「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律法第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額について」（以下「通達」という。）に 定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」（厚生労働省）の「25 一般事務員」、「191 幼稚園教員」
- (2) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第 6 条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、就業地が東京を中心に首都圏全域となるため、原則として、通達に定める「地域指数」の「東京」により調整
- (4) 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第 3 の 4 に定める合算により比較する方法とし、当該表を別表 1 の「2」に定める額に 6 % を乗じた額（1 円未満の端数切り上げ）とする。

第 4 条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

- (1) 別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
 - (2) 別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
- 上級：10 年 中級：5 年 初級：0 年

2. 第5条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積及び能力の向上があると認められた場合には追加の手当を支払うこととする。

第5条 基本給の決定は年に1回ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価は公正に評価することとし、その評価結果に基づき、第4条2項の追加の手当の範囲を決定する。

第6条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、登録社員就業規則に準じて、法律の定めに従って支給する。

第7条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

(賃金以外の待遇)

第8条 賃金以外の待遇については、正社員に準じ、慶弔見舞規程による。

(教育訓練)

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリアアップに資する教育訓練」に従って、着実に実施する。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、2024年4月1日から2025年3月31日までの1年間とする。

2024年2月28日

改定日：2024年5月27日

本労使協定は、2024年2月28日に締結された「労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定」を、当事者間の合意に基づき、一部変更し、再締結するものである。なお、契約終了日は、2025年3月31日と変更はしないものとする。

<別表1>

	職種	基準額	0年	1年	2年	3年	5年	10年
1	受付事務	25一般事務員	1,075	1,237	1,357	1,377	1,450	1,580
2	地域調整	東京 113.9	1,224	1,409	1,546	1,568	1,652	1,800
3	退職金(6%) 上乗せ後		1,298	1,493	1,638	1,663	1,751	1,908

	職種	基準額	0年	1年	2年	3年	5年	10年
1	ベビーシッター	191幼稚園教員	1,161	1,336	1,465	1,487	1,566	1,707
2	地域調整	東京 113.9	1,322	1,522	1,669	1,694	1,784	1,944
3	退職金(6%) 上乗せ後		1,402	1,613	1,769	1,795	1,891	2,061

<別表2>

職種	就業安定業務 統計の就業分類	初級(0年)	中級(5年)	上級(10年)
受付事務	25一般事務員	1,298	1,751	1,908
ベビーシッター	191幼稚園教員	1,402	1,891	2,061